

佐賀県規則第 18 号

佐賀県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県小規模水道条例施行規則（昭和 35 年佐賀県規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(水質検査)</p> <p>第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定により行う水質検査は、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 10 条に規定する給水開始前の水質検査の例により行うものとする。ただし、同規則第 15 条第 1 項第 4 号の表の上欄に掲げる項目に係る検査についてその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p>	<p>(水質検査)</p> <p>第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定により行う水質検査は、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 10 条に規定する給水開始前の水質検査の例により行うものとする。ただし、同規則第 15 条第 1 項第 4 号イの表及び水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表（20 の項に限る。）のそれぞれの上欄に掲げる事項に係る検査についてその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。